

第9章 カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア州では、国内産業の保護等を目的に一部の針葉樹丸太の輸出を禁止している。具体的には、同州の法律により、州有林から産出された木材を州内で利用又は加工することが義務づけられており、未加工材は州内で活用されない余剰材として副総督又は州林業大臣が認める場合等に限り、輸出が行われている。なお、先住民居留地等一部の地域からのものを除き、米マツ・米ヒバのすべて及びスプルース・ファー等針葉樹の一部の高品質の未加工材については輸出が禁止されている。

<国際ルール上の問題点>

森林資源の保護等を口実に、国内産業の保護を行っている可能性があることから、GATT第11条に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダはGATT第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

<最近の動き>

本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を口実に国内産業の保護を行

っている可能性があることから、WTOドーハ・ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループで問題提起を行っている。

関税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.3%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。高関税品目としては、グラスファイバー製品（最高15.5%）、衣類（最高18%）、造船及びタンカー（最高25%）がある。非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。